

公開シンポジウム

# 優生保護法下で 何が行われたのか(続)

優生保護法（1948～1996）下で不妊手術を強制された人びとが、  
国家賠償請求を求める提訴に相次いで踏み切っています。

この法律下で、何が起こっていたのでしょうか。

世界で最も早く強制不妊手術を法制化したアメリカの事例と合わせて振り返ります。

**日時** 2019年3月23日(土) 15時～18時

**場所** 西南学院大学大学院棟 1階 大ホール(東キャンパス)

参加申し込み不要・入場無料

## シンポジスト

岡田 靖雄 (青柿舎:精神科医療史資料室)

「国民優生法、優生保護法と精神科医」

カレン・シャフナー (西南学院大学)

「不正を正すための努力

—アメリカにおける強制不妊手術に対する謝罪と償い—」

## 司会

北垣 徹 (西南学院大学)

主催：西南学院大学／生命倫理の学際的研究会  
問い合わせ先：北垣 徹：kitagaki@seinan-gu.ac.jp

本シンポジウムは科学研究費基盤研究（B）  
「優生学の歴史と新優生学の展開」  
（課題番号17H02603）の助成を受けたものです。